

株式会社AIRDOからの混雑空港（福岡空港）
運航許可申請に係る審議（2回目）

1. 日 時

令和4年5月19日（木） 10：30～10：45

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 北間、本間、宮田、佐藤、上埜、澁澤

4. 議事概要

- 令和4年5月10日（火）の審議を踏まえ、答申案の作成に向けて、委員相互間での討議を行った。その結果、公聴会開催に係る申請状況を踏まえて改めて討議することを前提としつつ、これまでの審議を踏まえ、現時点においては、航空法第107条の3第3項に規定する混雑空港運航許可の基準に適合すると判断して支障ないことを確認した。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。